

「有期労働契約期間(5年)の延長」(契約型正規雇用制度の創設等)

有能な人材が終身雇用の職場の大企業に囲い込まれたり、大企業から飛び出せない原因の一つは、現行法では、有期雇用の自由な再契約が認められていないことにあると考えられる。すなわち、一定期間を経過した有期雇用は、終身雇用には切り替えない限り、打ち切りにすることを雇用者に義務付けていることが問題である。

例えば、山中伸弥京都大学教授の iPS 細胞研究所でも、研究者が雇用の不安定性に晒されていると聞く。

こうした人材の流動化によりイノベーションを促進するためには、少なくとも上記のような最先端の研究機関や、研究の盛んな区域において、有期雇用の自由な再契約を可能とする制度改革を行う緊急に行うべきである。